

議案第 4 5 号

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 4 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 1 0 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第10条第3項に次の1号を加える。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、  
町長が適当と認めたもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第9条 略 (職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p><u>(4)教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて<u>同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>)</p> <p>(6)から(9) 略</p> <p><u>(10)5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</u></p> <p>4及び5 略</p> <p>第11条から第21条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第9条 略 (職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p><u>(4)学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者_____</p> <p>(6)から(9) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>第11条から第21条 略</p>